

移住者向け賃貸住宅

町がリフォームした住宅に入居する方を募集します。



移住者とは

「移住者」とは、特定非営利活動法人秋田移住定住総合支援センターの移住定住登録者として登録後、下記に掲げる移住の要件を満たす者とする。

本県出身者 (Uターン)	県外へ住所を移し、在学期間を除き継続して3年を超えて県外に居住した後、再び町内に住所を定めること。 ※転勤、赴任等の誓約あり。
県外出身者 (Iターン)	町内に住所を定めたことのない方が新たに町に転入すること。ただし、町内への転入理由が転勤、赴任等の場合を除く。
東日本大震災の被災者	東日本大震災に起因して、県内に避難し、県内市町村に住民登録をすること。
地域おこし協力隊	地域おこし協力隊として県外より転入し、任期終了後も継続して県内に居住する意思があること。
二地域居住者	県外に住所を有する者で、直近1年間における県内での滞在日数が90日以上であること。ただし、学業、転勤・赴任等及び所属企業の業務上の出張による滞在期間を除く。

応募要件

1. 今後、藤里町に移住する予定の方で、当町に住民登録する方
2. 当該住宅に5年以上の居住がみこまれる方
3. 税、使用料等を滞納していない方
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方
5. 自治会に加入して、地域活動に参加していただける方
6. NPO法人秋田移住定住総合支援センターに会員登録頂ける方

間取り・概要

収納もばっちり！

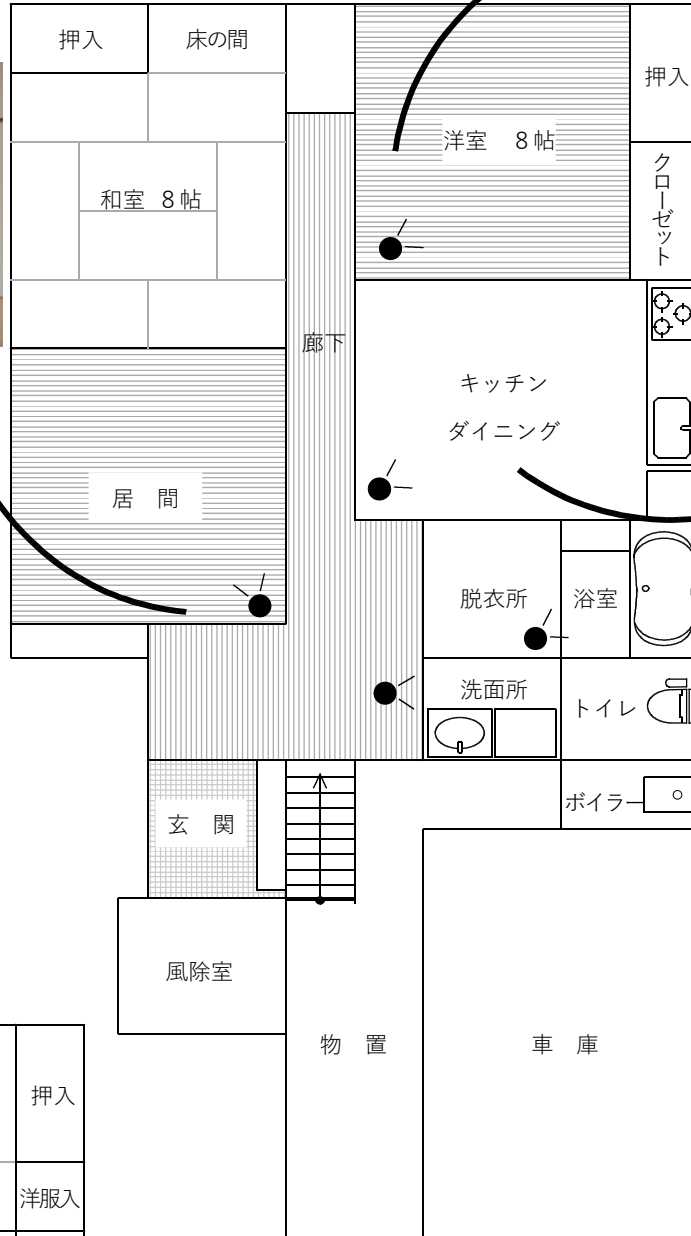
1階



襖を開けて広く使うのもアリ！

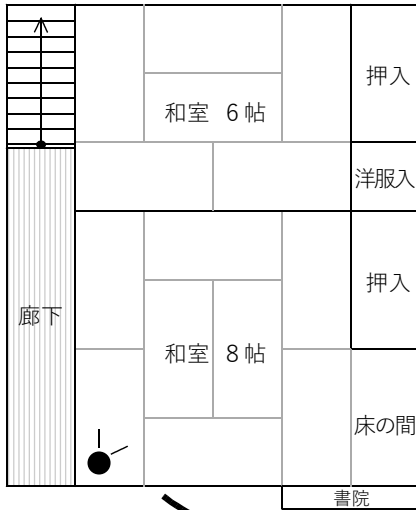


浴室



ガス台、シンクも新しくキレイに！

2階



洗面所・トイレ

住宅の場所 藤里町藤琴字三ツ谷脇 7 1 - 1

応募方法 下記までお問い合わせください。

概要・設備	賃料	35,000円
	構造・規模	木造2階建て
	水道・下水道	整備済
	トイレ	水洗
アクセス	スーパー	750m
	銀行	750m
	郵便局	900m

お問い合わせ先

藤里町 総務課 企画財政係

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地

TEL : 0185-79-2111 FAX : 0185-79-2293 Mail : kikaku@town.fujisato.akita.jp